

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- ・電子商取引を推進し、取引先の業務効率化を支援します。
- ・取引先とコミュニケーションを取りながら、安全確保・品質向上および災害時等の事業継続や働き方改革の推進を支援します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- ・関係法令や会社規程等の社内ルール、企業倫理を遵守したうえで、コンプライアンスを重視した取引を行います。
- ・コンプライアンスに係る相談窓口を設置、取引先、労働者からの相談・提言を受け、迅速かつ確実に対応します。
- ・当社と取引先とは相補的な関係であることをよく理解し、発注者としての優位な立場を利用して取引先に無理な要求をしたり、高圧的な態度を取ることなく、取引先とは、良好なコミュニケーションを通じて信頼関係を構築・維持します。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

中電不動産株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 岡本 祥一